

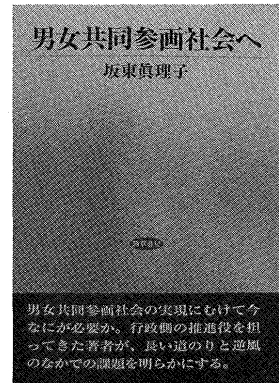
坂東眞理子著

『男女共同参画社会へ』

掛川典子

本書は、初代男女共同参画局長を勤めた、本学の坂東眞理子副学長・女性文化研究所長によって執筆された。一二の章を挟み序章と終章によって構成され、男女共同参画社会を目指す日本の女性政策の展開過程に関する、行政側の推進役としての記録を内容とする。

著者と女性問題との関わりは、一九七五年の国際婦人年に始まる。この年、メキシコの世界婦人会議で採択された世界行動計画を国内に取り入れるため、内閣総理大臣を本部長として、政府に婦人問題企画推進本部が置かれ、その事務局として閣議了解によって総理府に婦人問題担当室が設置された。室長は労働省婦人課長であり、著者は総理府人事課併任というかたちで配属された。一九九三年には九代目の婦人問題担当室長に任ぜられ、九四年に政令室として男女共同参画室が設置されると初代室長になった。そして二〇〇一年に、中央省庁再編によって男女共同参画局が発足したと



2004年 9月15日発行
勁草書房
四六判 232頁
定価 2400円+税

き、初代局長に任命された。

男女共同参画局は、国内的には一九九九年成立の男女共同参画基本法に依拠する。「目標を掲げ、情報を提供し、NGOや他省庁と協力することによって成果をあげる」というあり方や、女性がトップという点で、男女共同参画局は行政組織として破格に新しい。「フロントランナー」として二一世紀型の行政をめざそう」という言葉は印象的である。「女性たちの変化を見ずえた新しい社会システムの再構築」は二一世紀の日本の活性化の鍵であるという信念に基づき、世界中に起きている女性の生き方、働き方の変化に「日本が取り残されないように」、女性が「生命を十分に享受」し、社会をよくするために「能力を発揮できるように」、尽力することが「ライフワーク」と著者は記している。

「序章 男女共同参画社会をめざして」は、冒頭から、二〇〇三年のニューヨーク国連本部にお

ける女子差別撤廃委員会での第四次・第五次日本レポートの審議の体験から書き出される。著者は日本政府首席代表として報告し、「もっと推進すべきなのに不十分」との海外の委員たちからの指摘を受けた。日本の国会などで男女共同参画が「いきすぎだ」との批判をうけながらも施策を進めてきた立場からは、「目のさめる思い」であったし、「内外の温度差」を痛感したという。この審議の詳細は第12章で記されるが、本書が、国内の取り組みと国際スタンダードとのずれの大きさの認識から書き起こされ、また最後に同じ問題に立ち返っていることは、注目に値する。著者の視点から離れてみても、女性の地位向上を求め、二〇世紀最後の数十年間の国際的潮流を契機とする担当部署であるから、二〇〇一年に初めて成立するのでは遅い。ここでは言及されていないが、例えば、フランスでは一九七四年に女性の地位担当閣外相を設置し、この女性の地位省は一九八一年に女性の権利省と改称している。はじめから国際社会とのずれは大きかったといえよう。

さて男女共同参画局の二〇〇一年の最初の仕事は、「第1章 仕事と子育ての両立支援策」で紹介されている。まず両立支援のための専門調査会が総理主導で設置された。総理が熱心に取り組むプロジェクトとして各府省が丁寧フォローして

くれたそうであるが、ここでの記述によって、内閣府は調整官庁であり、現場の省庁の協力を得て情報をもらえないと成果が出ない、という仕組みが浮き彫りになる。政府予算は一年ごとの単年度主義なので、数年先まで数字で縛られるのを財務省も各省庁も嫌うことや、公務員は法律によって規定された過去のルールに縛られて新しいことは自分で決められないという不自由さなどがつづられる。内閣交代によって、例えば「厚生省マター」には他の省庁は口出しすべきでないという暗黙のルールが変わり、そのために両立支援策は閣議決定されえた。

同時に基本問題専門調査部会、女性に対する暴力専門調査部会、苦情処理・監視専門調査会、影響調査専門調査部会の四つが立ち上がり、配偶者暴力防止法をはじめ、様々な政策が実施された。「第2章 女性に対する暴力」「第3章 女性のチャレンジを支援する」「第4章 選択的夫婦別氏制度」「第5章 アフガニスタンの女性支援」「第6章 社会制度の影響調査」「第7章 苦情処理システム・監視のあり方」まで、すべて男女共同参画局の取り組みの紹介である。第6章・7章は現実の効果を生むために特に重要な項目に係わる。

「第8章 国内体制の整備と男女共同参画社会基本法」からは稿が改まる。「第9章 地方自治

体とNGOの動き」「第10章 バックラッシュの嵐」「第11章 『男女共同参画白書』が伝えようとしたこと」「第12章 女子差別撤廃条約の日本レポート審議」まで、日本国内の体制整備の過程と男女共同参画基本法の成立と内容、地方自治体と条例、NGOの動向と協力関係などが語られる。日本の女性政策は行政とNGOとの緊張関係・協力関係が推進力であり、これを二一世紀型の官と民との新しい関係と著者は考えている。

第10章は、バックラッシュを扱う。根拠不明の伝聞による非難に対し、反論不能のもどかしさのなか、国会答弁の不十分な新聞報道などによってバックラッシュが高まる。ジェンダーという概念すら、十分浸透していないという理由で使用されなくなっていく。私見であるが、研究者なら周知のように、国際的な学問の世界では、ジェンダー概念は市民権を得ており、当然のように使用されている。国連の文書でもジェンダー概念は頻繁に使用されているのだから、わざわざ使用しないのはアカデミックな世界では論外である。国内政治の議論の土壌をどのように国際レベルに変えていくのかという課題は、独自の文化・伝統を大切にしながら日本が国際社会でのコミュニケーションを豊かに持続していくために重要であろう。

第11章において、平成一五年度版『男女共同参

画白書』の特集テーマは国際比較であり、日本の女性のパートタイム労働者の処遇と賃金格差が、EUの場合と比較し格別に悪いことが言及される。パートタイム労働者の賃金格差問題に関して、「間接差別」と明快に断定するEUの担当者の言葉を著者は紹介している。さらに二〇〇三年の国連開発計画によるGEMによれば、日本は七〇カ国中の四四位である。GEMの順位を上げる集約的取り組みなどは日本では問題意識にあらがない。このような姿勢の差異が、国連女子差別撤廃委員会での、日本は進展の速度が遅いという指摘につながるであろう。第12章でも、日本はコンセンサスが必要とし、それを得るのに時間がかかることが強調されている。最後に著者は、「終章 これからの課題」において、停滞か発展かという日本の悲観的・楽観的な二つの近未来を描き、男女共同参画社会への進展に希望を託す。

本書は、簡潔で明快な文体で書かれている。現実の女性の生活に密接に関わる重要な事柄が目白押しであるから、特に女子学生には一読を勧めたい。著者の個人的な感想が随所で挿入されており、親近感を持つこともできようし、女性を取り巻く深刻な現実問題や広範囲に及ぶ女性政策に関して、よき入門になるであろう。

(かけがわ のりこ 歴史文化学科)